

# iFree 全世界株式インデックス (オール・カントリー)

## 足もとで進む相場の主役交代と グローバル分散の有効性

2026年6月16日

日頃より「iFree 全世界株式インデックス（オール・カントリー）」をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当ファンドレターでは足もとの株式市場および分散投資の有効性について解説させていただきます。

本ファンドは、世界中の企業の成長を取り込むことで、長期的な資産形成を目指す方々にとって、力強い選択肢となることを願っております。今後とも「iFree 全世界株式インデックス（オール・カントリー）」をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

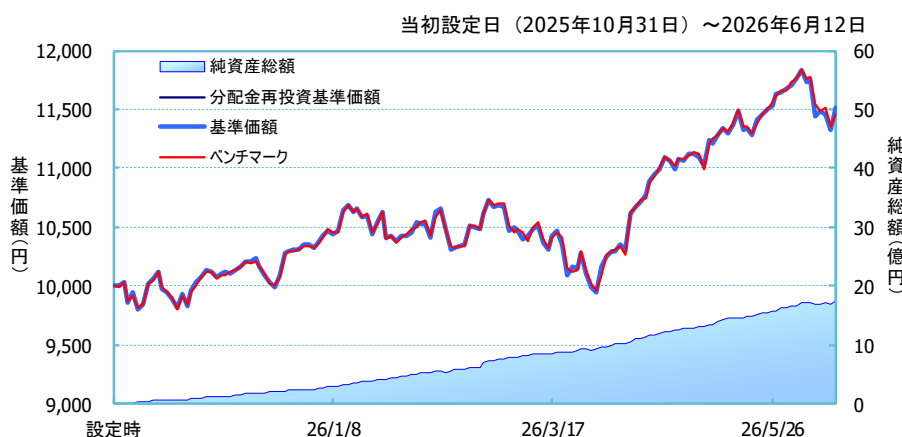
### お伝えしたいポイント

- ・ 足もとの株式市場は「米国株1強」ではない
- ・ 市場の主役は投資環境によって入れ替わる
- ・ グローバルな分散投資で複数市場の成長を取り込む

### ■ 基準価額・純資産・分配の推移(2026年6月12日時点)

基準価額	11,514 円
純資産総額	17億円

《分配の推移》	
(1万口当たり、税引前)	
決算期(年/月)	分配金
初回決算期が到来していないため、 分配金は記載していません。	
分配金合計額	



- ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
- ※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
- ※当ファンドはMSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み、円ベース)をベンチマークとしておりますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。
- ※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。
- ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 足もとの株式市場は「米国株1強」ではない

### ■ 2024年末からの株式市場について

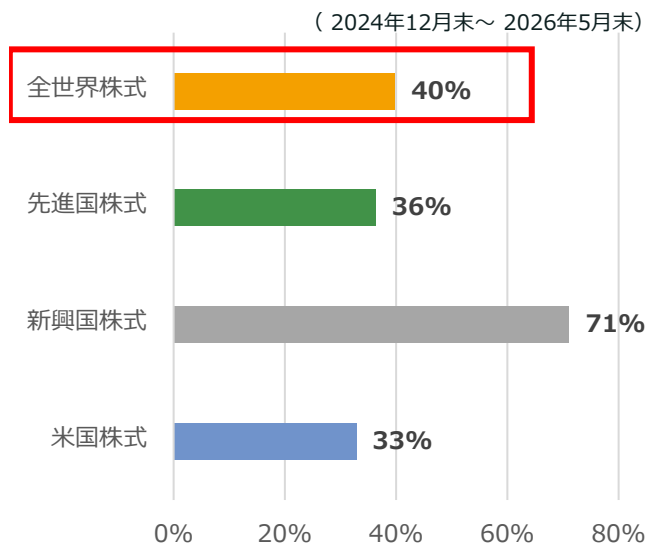
2024年末から2026年5月末までの主要株価指数のリターンを比較すると（図1）、全世界株式（+40%）が米国株式（+33%）を上回る結果となり、これまで米国を中心に牽引されてきた株式市場において、グローバル分散の有効性が改めて意識される展開となりました。また、新興国株式は+71%と大きく上昇しており、新興国市場の存在感が高まっている点も今回の特徴として挙げられます。**さらに、全世界株式/米国株式の相対パフォーマンスを見てみると（図2）、期間を通して全世界株優位の展開が続いていたことが伺えます。**

この期間の株式市場を振り返ると、生成AIやクラウドといった成長分野への期待を背景に、米国のハイテク株は引き続き市場を牽引しましたが、一方で金利動向の落ち着きや景気減速懸念の後退を受け、投資家資金が徐々に米国以外の地域にも分散していく流れが見られました。

新興国市場においては、半導体需要の回復やAI関連投資の裾野拡大に加え、資源価格の持ち直しがプラスに寄与しました。また、中国をはじめとする一部地域での景気刺激策や政策期待、インドなどの構造成長ストーリーへの評価も背景となり、資金流入が加速したことがパフォーマンスの押し上げ要因と考えられます。これらが重なり、新興国は先進国を上回るリターンを実現する展開となりました。

このように足もとの株式市場は、**特定の地域や銘柄群への集中ではなく、複数の地域・セクターにおいて成長機会が広がる局面へと移行しつつあります。**結果として、米国単一市場に依存するだけでなく、全世界株式のような複数地域をカバーする株価指数の優位性が相対的に高まったといえます。今後も構造的な成長テーマは地域をまたいで波及することが想定される中、分散投資の重要性は一段と高まる展開が期待されます。

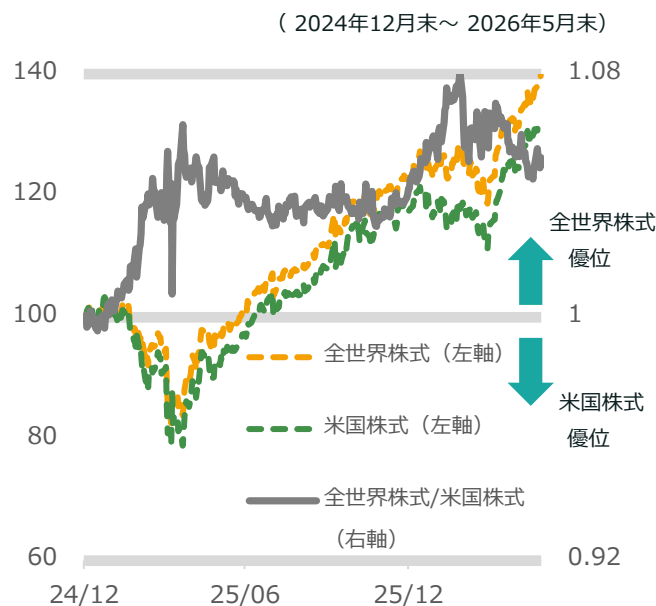
■ 図1：MSCI各指数と米国株式（S&P500）の騰落率比較



※全世界株式：MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算）、先進国株式：MSCIワールド指数（配当込み・円換算）、新興国株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算）、米国株式：S&P500指数（配当込み、円換算）を使用。Bloombergレートをを用いて円換算。

（出所）Bloombergより大和アセット作成

■ 図2：全世界株式（ACWI）と米国株式（S&P500）の推移



※全世界株式：MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算）、米国株式：S&P500指数（配当込み、円換算）を使用。Bloombergレートをを用いて円換算。2024年12月末を100として指数化。

（出所）Bloombergより大和アセット作成

## 市場の主役は投資環境によって入れ替わる

### Ⅰ 分散投資の重要性

足もとでは米国株式の堅調な推移を背景に、NISAの普及も相まって、「まずは米国株から」という考え方が広がっています。実際、ここ数年の市場では米国の大型ハイテク企業が高い成長を示し、多くの投資家の関心を集めてきました。しかし、長期の資産形成という観点で振り返ると、特定の国や地域が常に市場をけん引し続けるわけではありません。各株価指数の騰落率が示すように（図3）、過去を振り返れば、米国株式が優位だった時期もあれば、新興国株式が大きく上昇した時期もあります。つまり、株式市場において主役が固定され続けるということはなく、景気循環、金融政策、技術革新、資源価格、為替動向などさまざまな要因を背景に、主役が入れ替わってきたと言えます。

Ⅱ 図3：各株価指数の騰落率（円ベース）

	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	2005～ 2009年	2010～ 2014年	2015～ 2019年	2020～ 2024年	2025～ 2026年5末
1	新興国株式 78.8%	米国株式 261.5%	新興国株式 25.5%	新興国株式 89.4%	米国株式 164.1%	米国株式 57.6%	米国株式 185.2%	新興国株式 71.2%
2	米国株式 5.1%	全世界株式 147.6%	全世界株式 -8.5%	全世界株式 8.4%	全世界株式 105.0%	全世界株式 39.5%	全世界株式 139.3%	国内株式 47.2%
3	全世界株式 -12.9%	国内株式 15.3%	米国株式 -10.9%	米国株式 -7.4%	国内株式 72.4%	国内株式 36.4%	国内株式 82.5%	全世界株式 39.9%
4	国内株式 -43.8%	新興国株式 13.7%	国内株式 -30.0%	国内株式 -15.0%	新興国株式 42.9%	新興国株式 21.4%	新興国株式 60.6%	米国株式 32.9%

※全世界株式：MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算）、国内株式：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）、米国株式：S&P500指数（配当込み、円換算）、新興国株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算）を使用。Bloombergレートをを用いて円換算。

※騰落率は、各期間における5年間の累積リターン（例：1990～1994年＝1989年12月末～1994年12月末）

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

（出所）Bloombergより大和アセット作成

重要なのは、こうした変化を事前に正確に当て続けることは簡単ではないという点です。足もとで好調な市場に注目が集まるのは自然なことですが、その強さが今後も続くとは限りません。むしろ、過去の高いパフォーマンスだけを見て投資先を絞り込むと、その後に台頭する別の地域の成長機会を取りこぼす可能性があります。**地域分散の意義は、まさにこの「将来の主役を事前に予想することは難しい」という不確実性に対応するところにあります。**

したがって、地域分散は単なるリスクを抑えるための守りの発想ではなく、世界のどこで成長が起こってもそれを取り込むための前向きな設計と捉えることができます。米国が引き続き成長の中心である可能性は十分ありますが、それと同時に、新興国や他の先進国にも新たな投資機会が生まれる可能性は常にあります。ポートフォリオの構築を考える上では、足もとの人気や短期的な強弱だけで判断するのではなく、長期で見た成長機会の広がりをどう捉えるかが重要です。

特に長期・積立・分散が前提となるNISA制度では、「いま強い市場に乗る」こと以上に、「将来どこが伸びても取りこぼしにくい形にしておく」ことが大切になります。**長期投資においては、最も強い市場を毎回選び続けることよりも、世界全体の成長を継続的に取り込めるポートフォリオを保有することの方が、現実的かつ再現性の高いアプローチと考えられます。**地域分散は、そのための基本であり、長期の資産形成を支える重要な考え方と言えるでしょう。

## グローバルな分散投資で複数市場の成長を取り込む

### 成長の源泉は特定地域ではなくグローバルに存在

当ファンドが連動を目指すMSCI ACWI指数（以下ACWI）は、先進国と新興国を含むことで世界の株式市場全体を捉える指数ですが、時価総額ベースで見ると米国の構成比が約6割と高く（図4）、一見すると米国への依存が大きいように見えます。しかし、企業の収益がどの地域から生まれているかを示す収益エクスポージャーで見ると（図5）、その姿は大きく異なります。米国の比率は約36%にとどまり、新興国も含めて収益源は世界各地に広く分散していることが分かります。

図4： MSCI ACWI指数における時価総額ウエイト

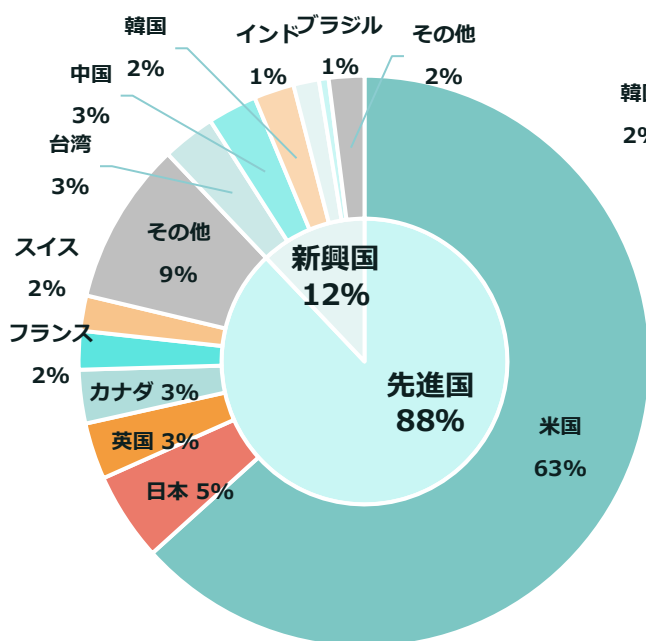
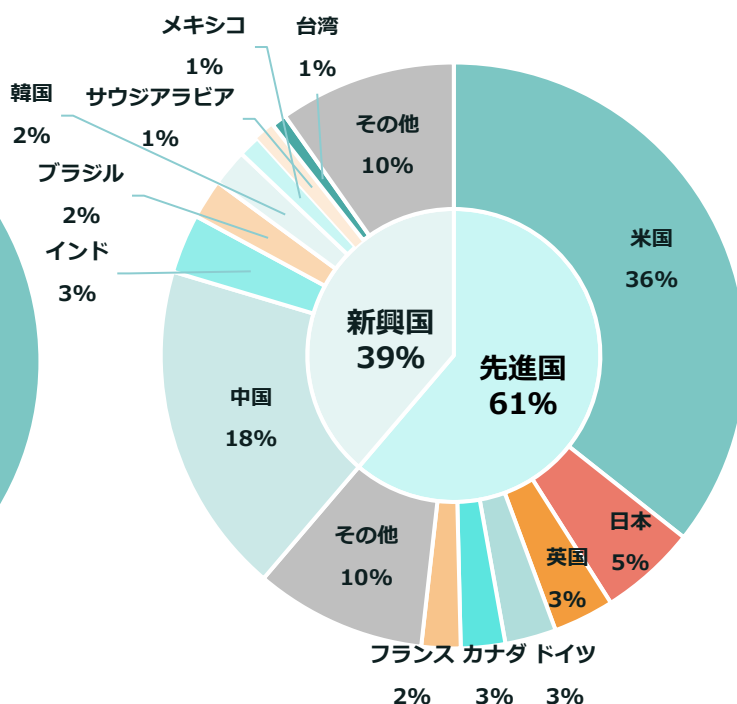


図5： MSCI ACWI指数における収益エクスポージャー



※時価総額ウエイト・収益エクスポージャーは2026年4月末時点

※収益エクスポージャーは構成銘柄の収益をUSDベースで集計し国ごとの比率を計算（出所）MSCI・Bloombergより大和アセット作成

これは、指数に組み入れられている企業の多くがグローバルに事業を展開しているためであり、「どこに上場しているか」と「どこで稼いでいるか」が必ずしも一致しないという、現代の株式市場の特徴を反映したものです。米国企業であっても、その収益の多くを海外市場から得ているケースは少なくありません。

このようにACWIは、投資家として地域分散が図られているだけでなく、企業レベルでも収益源がグローバルに分散している「二重の分散」が効いている点に特徴があります。これにより、特定の国や地域の景気動向に過度に依存することなく、成長スピードや経済環境の異なる複数の市場の恩恵を取り込むことが可能となります。

結果としてACWIは、「見た目は米国比率が高いが、中身はグローバル」という構造を持ち、世界の稼ぐ力をまるごと取り込む指数と言えます。こうした特性は、長期的な資産形成において安定的に成長機会を取り込む観点から、大きな魅力と考えられます。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

- ・日本を含む世界の株式に投資し、投資成果を MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざします。

### ファンドの特色

- ・当ファンドの対象インデックスは、「MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）」です。
- ・当ファンドは、インデックスの動きに連動した値動きをめざすインデックスファンドです。
- ・当ファンドは、費用を低く抑えたファンドです。

#### ● 指数の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCI は本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

[ <https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html> ]

## 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カンントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカンントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。	—
信託財産留保額	ありません。	—

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率0.176%</u> <u>(税抜0.16%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.07%
	販売会社	年率0.07%
	受託会社	年率0.02%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただけます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、ETF(上場投資信託証券)は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所、ニューヨークの銀行または香港の銀行の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了 (繰上償還) できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託財産の純資産総額が 30 億円を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象です。また、当初設定日 (2025 年 10 月 31 日) から「つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)」の対象となる予定です。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

※詳しくは「投資信託説明書 (交付目論見書)」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

## ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

# ☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## i F r e e 全世界株式インデックス（オール・カントリー）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業 協会	一般社団法人 資産運用業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第1号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。